

農産物検査規格の見直しに伴う 「玄米及び精米の食品表示制度の改正(案)」について

玄米及び精米の食品表示制度が、今後改正される見込みです。2020年10月14日～11月15日の期間、パブリックコメントの募集がなされました。また10月27日および11月18日に、消費者委員会食品表示部会において審議がなされています。以下に、主な改正点とその背景、今後の予定について整理してみたいと思います。

◆主な改正のポイント

- ① 玄米及び精米の表示に関して、現行、農産物検査による証明を受けている場合のみ、産地、品種及び産年の表示が可能であるところ、農産物検査による証明を受けていない場合であっても、産地、品種及び産年の表示を可能とすること
- ② 産地、品種及び産年の表示の根拠となる資料の保管を義務付けること
- ③ 産地、品種、産年等の表示事項の根拠を確認した方法の表示を可能とすること

参照：「食品表示基準の一部改正案に関する意見募集について(消費者庁)令和2年10月14日」より

◆改正の背景

規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)において、「農産物検査規格の見直し」が対象とされ、玄米及び精米について農産物検査を要件とする食品表示制度の見直しを行うこととされたことが直接の背景です。規制改革実施計画は、2016年より推進されてきた「農業競争力強化プログラム(農林水産省)」における「農産物規格・検査の見直し」の状況や、2020年1月に提出された「農産物(米)規格・検査に関する意見(公益社団法人日本農業法人協会)」等をもとに、「規制改革推進会議 農林水産ワーキング・グループ」において検討されたものです。

<規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)(抜粋)>

産地、品種、産年などの食品表示
食品表示基準上、検査米、未検査米双方を対象に表示義務のある産地に加え、品種、産年、生産者、検査・品質確認を行った者などの一定の事実情報の任意表示を可能とする(例：品質確認 JAOO(登録検査機関名)、品質確認 OOLAYS(農業者名))。農産物検査済みのものについては、「農産物検査証明による」旨の表示ができるようにするとともに、農産物検査を受検しない場合についてその旨の表示を義務付けることはしない。
また、根拠が不確かな表示がなされた米が流通することを排除し、消費者の信頼を損ねるようなことがないようにするため、検査や取引に関する記録の保存方法など必要な措置は食品表示基準等やその運用で担保する。
以上のことを、消費者委員会の意見も踏まえ、結論を得る。

◆現行と改正案の違い

現行との比較については消費者庁の資料が分かりやすいので、こちらに引用いたします。

<玄米及び精米に関する表示の改正について>

規制改革実施計画を踏まえ、①農産物検査による証明を受けていない場合であっても産地、品種及び産年の表示を可能とし、②一方で、根拠が不確かな表示がなされた米の流通を排除し、消費者の信頼を損ねるようなことがないようにするため、産地、品種、産年の根拠を示す資料の保管を義務付け、③農産物検査証明による等、表示事項の根拠の確認方法の表示を可能とするとともに、④生産者名等、消費者が食品を選択する上で適切な情報は、枠内への表示を可能とするため、基準第23条、別表第24及び別記様式4の改正を行う。

引用：食品表示基準の一部改正について 令和2年10月 消費者庁食品表示企画課
https://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/syokuhinhyouji/doc/201027_shiryou2_1.pdf

<食品表示基準の改正による単一原料米の表示事項の変更点>

現行	農産物検査による証明がある場合	農産物検査による証明がない場合																																			
	<p>農産物検査証明によって、産地、品種及び産年が同一であることが確認できる原料玄米を使用する場合、「単一原料米」と表示し、その産地、品種及び産年を併記。</p> <table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th colspan="3">精米</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">原料玄米</td> <td>産地</td> <td>品種</td> <td>産年</td> </tr> <tr> <td>単一原料米 〇〇県</td> <td>〇〇〇〇</td> <td>令和2年</td> </tr> </table> <p>【要件】 農産物検査証明があること</p>	名称	精米			原料玄米	産地	品種	産年	単一原料米 〇〇県	〇〇〇〇	令和2年	<p>農産物検査証明がなく、産地、品種及び産年が同一であることが確認できない原料玄米の場合、「複数原料米」等、産地、品種及び産年が同一でない旨又は証明を受けていない旨を表示する。</p> <table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th colspan="4">精米</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">原料玄米</td> <td>産地</td> <td>品種</td> <td>産年</td> <td>使用割合</td> </tr> <tr> <td>複数原料米 国内産</td> <td></td> <td></td> <td>10割</td> </tr> </table>	名称	精米				原料玄米	産地	品種	産年	使用割合	複数原料米 国内産			10割										
名称	精米																																				
原料玄米	産地	品種	産年																																		
	単一原料米 〇〇県	〇〇〇〇	令和2年																																		
名称	精米																																				
原料玄米	産地	品種	産年	使用割合																																	
	複数原料米 国内産			10割																																	
改正後	農産物検査による証明がある場合	農産物検査による証明がない場合																																			
	<p>変更なし</p> <table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th colspan="3">精米</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">原料玄米</td> <td>産地</td> <td>品種</td> <td>産年</td> </tr> <tr> <td>単一原料米 〇〇県</td> <td>〇〇〇〇</td> <td>令和2年</td> </tr> </table> <p>【要件】産地、品種及び産年の根拠資料を保管していること</p>	名称	精米			原料玄米	産地	品種	産年	単一原料米 〇〇県	〇〇〇〇	令和2年	<p>根拠資料を保管している場合</p> <p>根拠資料の保管によって、産地、品種及び産年が同一であることが確認できる原料玄米を使用する場合、「単一原料米」と表示し、その産地、品種及び産年を併記。</p> <table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th colspan="3">精米</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">原料玄米</td> <td>産地</td> <td>品種</td> <td>産年</td> </tr> <tr> <td>単一原料米 〇〇県</td> <td>〇〇〇〇</td> <td>令和2年</td> </tr> </table> <p>根拠資料を保管していない場合</p> <p>変更なし (ただし、証明を受けていない旨の表示は削除。)</p> <table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th colspan="4">精米</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">原料玄米</td> <td>産地</td> <td>品種</td> <td>産年</td> <td>使用割合</td> </tr> <tr> <td>複数原料米 国内産</td> <td></td> <td></td> <td>10割</td> </tr> </table>	名称	精米			原料玄米	産地	品種	産年	単一原料米 〇〇県	〇〇〇〇	令和2年	名称	精米				原料玄米	産地	品種	産年	使用割合	複数原料米 国内産		
名称	精米																																				
原料玄米	産地	品種	産年																																		
	単一原料米 〇〇県	〇〇〇〇	令和2年																																		
名称	精米																																				
原料玄米	産地	品種	産年																																		
	単一原料米 〇〇県	〇〇〇〇	令和2年																																		
名称	精米																																				
原料玄米	産地	品種	産年	使用割合																																	
	複数原料米 国内産			10割																																	

引用：補足説明資料 令和2年11月 消費者庁食品表示企画課
https://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/syokuhinhyouji/doc/201118_shiryou1.pdf

◆今後の予定

消費者委員会食品表示部会による諮問・答申を経て、2021年3月31日までに公布、2021年7月1日に施行予定とされており、令和3年(2021年)産米から改正後の規定で表示可能になる見込みです。玄米や精米だけでなく、米を主な原材料とする食品を取り扱いの方は、改正点について確認をされておくとよいと思います。

(川合)

参照：第61回食品表示部会
<https://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/syokuhinhyouji/bukai/061/shiryou/index.html>



発行所
株式会社ラベルバンク
大阪市淀川区西中島5-12-8
新大阪ローズビル6F
TEL: 06-6838-7090
FAX: 06-6838-7091
<https://ssl.label-bank.co.jp/customer@label-bank.co.jp>

第143号

ミニコラム 「マルチビタミン」「ビタミンたっぷり」の表示について

総務省統計局の「家計消費状況調査」9月分において、2人以上世帯のネットショッピング支出額は15,981円で、前年同月比2.6%増というデータが発表されています。昨年の9月といえば、消費税増税前の駆け込み需要がありましたが、それを上回り、中でも「健康食品」は670円で同21.6%増と6ヵ月連続の2ケタ増となっているようです。コロナ禍での外出を控えた買い物のニーズと、そして健康への意識が高まっているといえるのではないのでしょうか。

最近は屋外に出る機会が減ったこともあり、食事だけでなく、日光浴によって得ることのできるビタミンDに関する健康食品を店頭で意識するようになりました。そこで「マルチビタミン」という文字を見かけると、ビタミンDだけではなく、他のビタミンも摂取できるならそのほうがいいのでは・・・という発想でつい手にとってしまう方も多いかもかもしれません。

ところで「マルチビタミン」と容器包装に、高い、低いに言及せずに栄養成分名のみ目立たせて表示するものについては、栄養強調表示の規定は適用されませんが、栄養成分表示枠内にも当該栄養成分の量を必ず表示する必要があるということをご存知でしょうか。「ビタミン」と総称で表示されておりますので食品表示基準で規定されている以下のすべてのビタミン類の栄養成分表示が必要になるということです。

■食品表示基準別表第9に掲げられた栄養成分 (ビタミン類 13種)

ナイアシン、パントテン酸、ピオチン、ビタミンA、ビタミンB₁、
ビタミンB₂、ビタミンB₆、ビタミンB₁₂、ビタミンC、ビタミンD、
ビタミンE、ビタミンK、葉酸

ここで「ビタミンたっぷり!」という表示の商品があったと仮定すると、さらに上記のビタミン類が「栄養強調表示」の「高い旨」の表示に該当し、上記のビタミン類についてすべて「高い旨の表示の基準値」以上である必要があります。また、合理的な推定により得られた一定の値の表示(「この表示は、目安です」、「推定値」等の表示を含む)はできません。

上記13種類すべてではなく、実際には一部のビタミンのみ栄養強調表示の基準を満たしているといった場合には、「ビタミン」といった総称で表示をするのではなく、「ビタミンC」や「ビタミンD」といった具体的な成分名や「5種類のビタミン(ビタミンA、ビタミンB₁、ビタミンB₂、ビタミンB₆、ビタミンB₁₂)」等、栄養成分名が分かる表示をすることが必要です。



「ミネラル」についても同様に、総称で強調表示を行う場合、すべてのミネラル類について基準を満たす必要があります。

また食品表示基準が適用される栄養表示とは、「ビタミンDたっぷり!」等の邦文によるものですが、全体として邦文表示を行っていても、食品表示基準に適合しない栄養強調表示のみを邦文以外(High calcium等)で行うこと等は適切ではありません。

取り扱っている商品や製造されている商品に「ビタミン」や「ミネラル」といった総称で表示されている商品がある場合は、「健康食品」に注目が高まっているこの機会に、再度確認してみてくださいはいかがでしょうか。

ちなみに「ビタミンD」は、マイタケやシラスなどに多く含まれています。12月はまだ「秋シラス」のシーズンですのでこういった旬の食材と「健康食品」を上手く併用しながら摂取していきたいものです。

(渡邊)

【参照】

食品表示法に基づく栄養成分表示のためのガイドライン (P11,14,23)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/health_promotion/pdf/food_labeling_cms206_20201001_02.pdf

食品表示基準 別表第九 (P1~)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/pdf/food_labeling_cms101_201009_1.pdf

家計消費状況調査

<https://www.stat.go.jp/data/joukyou/index.html>

今月の「お気に入り」言葉

青田から飯になるまで水加減

(ことわざ)

※ラベルバンク新聞を郵送からメール配信への切替をご希望の場合、お手数ですが右記までご連絡くださいませ。→ customer@label-bank.co.jp